

平成24年 第10回
教育委員会定例会会議録

平成24年10月9日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2359号

平成24年第10回定例会

日 時 平成24年10月9日(火) 午前10時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委員長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 教育長報告事項

- 1 学校給食の生ごみリサイクルについて
- 2 港区スポーツセンター管理運営計画(案)について
- 3 生涯学習推進課の9月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 5 国体推進担当の9月事業実績について
- 6 図書館・郷土資料館の9月行事実績について
- 7 図書館の9月分利用実績について
- 8 問題行動調査の結果について
- 9 生命尊重を基盤とした生活指導の徹底について

第2 審議事項

議案第35号 港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動について（秘密会）

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。

ただいまから平成24年第10回港区教育委員会定例会を開会いたします。

今朝のニュースで、ノーベル賞19人目ということで、日本の基礎科学も随分レベルが上がってきて、我々の若い頃から比べると認知されてきたかなとすごくうれしい話でした。それはさることながら、昨日からぐっと冷え込んできて、今年もあっという間に終わってしまう、そういう時期ですけれども、教育委員会としてはなお一層力を入れてやっていきたいと思えます。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、綱川委員、よろしく願いいたします。

第1 教育長報告事項

1 学校給食の生ごみリサイクルについて

○澤委員長 日程第1、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「学校給食の生ごみリサイクルについて」。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、学校給食の生ごみリサイクルについてご報告いたします。資料ナンバー1をご覧くださいと思います。

学校給食の調理過程から出ます生ごみと、食べ残しがあった場合の生ごみを乾燥処理する堆肥化リサイクルを平成16年度から18校スタートしております。この他、生ごみをメタン発酵させ電気化するリサイクル方法を、平成20年度から9校で実施しております。この2通りの方法で全校の生ごみのリサイクルを実施しております。今回、電気化リサイクルにつきまして受入れ先で不具合が生じたので、本日のご報告に至ったものでございます。

この電気化リサイクルの受入れ施設は、株式会社バイオエナジーの城南島工場で大田区にございます。こちらの施設では、9月12日に、この処理施設内でのメタンガスを発酵させる発酵槽が2槽ありますが、そのうちの1槽の上部のスラブという上のふたに当たるコンクリート製部分のところに複数の亀裂が確認されたということで、特にガス漏れはなかったということでしたが、安全のために稼働を停止したということでございます。実際、ここで発生しておりますガス自体は爆発性等はないということで、周囲を含めて危険な状態にはならなかったということでございます。

コンクリート製の発酵槽の亀裂については、すぐ現場の調査を行っているということでしたが、先月の9月28日現在で原因がまだ解明されないということと、早期の復旧・再稼働というのは見込めないということから、バイオエナジー社の方から契約解除の申し入れがございました。

9月12日の事故発生以降、生ごみにつきましては、もともと事業系一般廃棄物ですので、燃えるごみとして、清掃工場で焼却処理をしているところでございます。

再稼働の見込みが現時点でないということですので、引き続きリサイクルを進めていく上で何かできないか色々調査の結果、電氣化につきましては都内には他の事業者がないため、あとは、生ごみ処理のリサイクルの仕方としては、飼料、動物のえさにするというやり方等を探ってまいりました。

この緊急事態を受けて、工場の設置されている地元の大田区とこのバイオエナジー社と協議の上、緊急対応として、今回につきましてはこのバイオエナジー社に搬入されたものであれば、同じ城南島内にあります他の施設であれば受入れを認めるとの見解もいただいたところでございます。

このような状況を受けまして、現在、契約について、庁内で事務的な作業を進めており、できる限り今月中旬からリサイクルを再開できるように準備をしているところでございます。以上です。

○澤委員長 学校給食の生ごみリサイクルで、電氣化リサイクルができなくなったということで報告をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

○小島委員 今のご説明で、生ごみの発酵施設が壊れてしまったということでこういう処置を取ることにはやむを得ないと思います。あと、この電氣化リサイクルというのは、「電氣が不足するのではないか」とか「原発がどうだ」というこの時代に、生ごみから電氣ができるということは非常に画期的だと思います。そんな観点から、電氣化リサイクルはどんどんやっっていきたいと思うのです。堆肥化するのと電氣化するのと、大きく見てどちらがいいと思いますか。

○学務課長 ここはさまざまな見解がある部分だと思います。肥料化というのは、生ごみの成分は色々なものが混ざっていて、同じ生ごみでも、野菜くずならまだいいのですが、そうではない食べ残しというのは、油分とか塩分とかがあって、これが全て良質の堆肥になるのかとなると、なかなか難しいというような話も聞いたことがございます。ですので、一概にどちらがいいかというのは言いがたいのですが、電氣化リサイクルについては都内唯一の施設でこういった事故が発生したということで、原因をしっかりと究明しなければ安全性が問われます。電氣化については、今の時代には合うのかなと思いつつも、安全性という点ではしっかりとした検証をされないと簡単には再開できないのではないかと私は考えております。

○小島委員 会社の方から契約解除を申し出たということなので、それはやむを得ないことですが、色々な公共団体が、こういう電氣化リサイクルを支援するというのは大切なことですので、一挙にこれでなくなってしまうのも残念という気がしました。

○学務課長 今年度の残りの期間については、緊急的な対応ということでこのようにさせていただきたいと思っております。ただ、来年度につきましては、今後はしっかりと検証されて、私どもとすれば、安全を確保し、再開されることを願っておりますので、来年度のリサイクルの仕方というのは、その動向はしっかりと見極めていきたいとは考えてございます。

○小島委員 よろしくお願ひします。

○綱川委員 やはりこれは1カ所しかなかったということで、リスクヘッジができていなかったのかもしれないのですけれども、それだけ考えると、再生可能エネルギーとかそういうのが後ろ向きにならないように、やはり前向きに考えていっていただきたいと思うので、よろしくお願ひします。

○澤委員長 学務課長、現時点の生ごみリサイクル対象校は、堆肥化が18校で電気が9校というのですが、これは小学校と中学校と分かれているわけではないのですか。

○学務課長 小学校と中学校で分けているということではございません。このうち、お台場学園と三光小学校、朝日中学校は一緒にやるという意味で27になっているということです。

○澤委員長 そうということですか。一つに数えているということですね。

○学務課長 生ごみリサイクルをする場合は、処理機を置かなければいけないため、どうしても、においの発生とか周辺住民の生活に影響を及ぼす場合もございますので、複数のリサイクル方法をとらせていただいているというのが現状です。

○澤委員長 ありがとうございます。

教育委員会の本分ではありませんけれども、小島委員、綱川委員が言われるように、電量化、エネルギー化ということを側面から支援できるような姿勢を頭の中に入れておいていただくとありがたいと思います。

では、よろしゅうございますか。

2 港区スポーツセンター管理運営計画（案）について

○澤委員長 次に、「港区スポーツセンター管理運営計画（案）について」。生涯学習推進課長、よろしく願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区スポーツセンター管理運営計画（案）についてご報告いたします。

9月11日の教育委員会で経過報告といたしますか、検討の方向性を報告させていただきました。本日の資料は3点ございます。資料ナンバー2の「港区スポーツセンター管理運営計画（案）の概要」というA3判の資料でございます。それから、資料ナンバー2-2「港区スポーツセンター管理運営計画（案）」、A4判の冊子でございます。それから、3点目です。資料ナンバー2-3「港区スポーツセンターにおける利用料金制度の導入について（案）」の資料でございます。

田町駅東口北地区公共公益施設では、芝浦港南地区総合支所のほかに、介護予防総合センター、男女平等参画センター「リーブラ」などが現在整備をされているところでございます。各担当課におきまして管理運営計画の策定を検討している状況でございます。

それでは、前回の報告から進捗しました点を中心にご説明をさせていただきます。

まず、資料ナンバー2の「港区スポーツセンター管理運営計画（案）の概要」をご覧ください。資料の1枚目は、現在のスポーツセンターの設置目的と当時から行ってきた運営を記載してございます。左側になります。スポーツセンター開館当時の社会状況です。昭和50年3月に開館をされておりますので、そのスポーツセンターの構想・整備は昭和40年代に進められたものでございます。そして、その後の社会変化でございます。スポーツに関心を持つ人々が増え、年齢幅が拡大するなど変化がありました。そして、新しいスポーツセンターの計画におきまして区民参画組織による検討会を経てございます。

新しいスポーツセンターですが、黄色のところをご覧ください。新スポーツセンターは、基本構想で『「する・みる・支える」スポーツで生涯スポーツの実現を目指す』というコンセプトを持ってございます。その後、左側に「現在のスポーツを取り巻く計画」として、国におきましてはスポーツ基本法の改定、スポーツ基本計画が新たに出てきております。港区におきましても、スポーツ推進計画が平成24年3月に新たに策定をされております。

これまで検討してきました新スポーツセンターの基本構想、基本計画、基本設計を踏まえまして、また、現在のスポーツを取り巻く計画を加味しまして、管理運営の基本方針を定めることとしております。

ページをおめくりください。これらのコンセプトとスポーツを取り巻く計画を加味しまして定めた管理運営の基本方針でございます。管理運営の基本方針としまして、「する」「みる」「支える」の要素から整理したものを基本方針としております。「する」スポーツとして、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動を促進します。スポーツを通じた仲間づくり・地域づくりの場とします。また、「みる」スポーツとして、スポーツ観戦の機会を創出します。「支える」スポーツとして、スポーツ活動を支援する環境を整備します。おのおのその基本方針に基づいた事業イメージや目的を例示するような形で示しております。

そして、この基本方針を受けまして、管理運営の具体的な検討項目につきましても、「する」「みる」「支える」の区分で整理しております。

表の右側にお移りください。「管理運営の具体的な取り組み」です。「する」としまして、開館時間、休館日、在学者料金の設定など、様々な改善に取り組みたいと考えております。特にこちらの「する」で掲げている項目ですが、資料の左側にあります青い部分ですが、利用者・利用団体からの要望をこの間受けております。そうしたこれまでのアンケートですとか、会議体での意見聴取などで要望を受けております。これらの管理運営の具体的な取り組みによりまして解決・解消するように努めたいと考えております。

まず最初ですが、利用者ニーズの高い教室を新たなノウハウによる指導により開催します。

2点目は開館時間です。開館時間は、施設の貸し出しを効率的に行うために、現行の午前9時から午後の9時30分までを午前8時30分から午後10時30分に延長するように変更いたします。

3番の休館日です。休館日は、現行の毎月第1・第3月曜日の月2回の休館日から、毎月第1月曜日の月1回の休館日に変更します。また、年末年始の休館日ですが、現行の12月29日から1月3日まで休んでいたものを、12月31日から1月3日に変更するものでございます。

4点目の区民無料公開日です。区民無料公開日につきましては、利用者の増を図るため、区内在勤者・在学者も有料で利用できるような運営に変更いたします。

5番目、在学者料金の設定です。在学者料金の設定は、現在、区外者と同様に扱っておりますが在住・在勤者と同額に料金を設定するように変更いたします。

6番目、登録カードの有効期限についてです。現在、登録カードにつきましては有効期限がありませんがこの登録カードの有効期限を3年間に設定し、利用者情報を適正に把握していきたいと考

えております。

7番目、団体利用枠についてです。団体利用枠につきましては、開館時間の延長によって現行、団体利用枠は、午前、午後1、午後2、夜間の4枠ありますがこれを午前2枠、午後2枠、夜間2枠の6枠に変更し、より効率よく団体に貸し出しするように変更いたします。

8番目、団体利用区分の変更です。利用者の増を図るため、現在の在住団体・在勤団体に加え、在学団体、アマチュアスポーツ以外の団体区分を設定するようにいたします。

9番目はプールの団体利用です。プールの団体利用につきましては、混雑状況を考え、貸し出しのコース数を現行の4コースを3コースに変更したいと考えてございます。

10番目は倉庫の利用方法の改善です。施設を公平に利用する必要があります。新施設では倉庫の一部にロッカー等を設置して有料で貸し出しすることを検討してございます。

11番目です。卓球場、バドミントンのコート（台）貸しにつきましては、施設を効率よく利用するため、現状、全面・半面貸しをしているところをコート（台）の単位で貸し出しをするようにいたします。

また、「みる」取り組みです。「みる」取り組みとしましては、トップアスリートの参加する大会や練習を誘致し、また、大会の運営、大会の予約期間を記載するようにしております。

また、「支える」取り組みです。「支える」取り組みとしましては、応援マナーとスポーツボランティアの育成、それから、スポーツ・レクリエーション情報の提供を充実することを考えてございます。

それから、他施設との連携です。複合施設であることから、介護予防総合センターと連携をしまして、プール等を利用した高齢者の介護予防事業や講座などの連携に取り組む予定でございます。また、スポーツセンターを拠点に、子どもの体力向上のための小・中学校や子ども家庭課との連携、障害者スポーツのために障害者福祉課との連携をするように取り組んでいます。具体的な事例につきましては、今後、指定管理者と詰めていきたいと考えてございます。また、体育協会、それからK i s sポート財団では、基本的な役割を示し、連携して取り組むような記載をしてございます。

次に、指定管理者制度です。これまでと同様に、指定管理者制度を導入するものでございます。その指定管理者制度と合わせまして、今回、引き続いて指定管理者制度を導入するとともに、また、指定管理者が幅広い区民を対象に教室やイベント等を積極的に開催できるよう、指定管理者のインセンティブとなる利用料金制度を導入するものでございます。

資料の向かって左側ですが、使用料についてです。使用料は、現在、庁内で平成24年版の使用料算定に当たっての基本的な考え方を定めているところでございます。今後、その基本的な考え方に基づいて算出します。

こうした取り組みによりまして、「する・みる・支える」スポーツで生涯スポーツの実現を目指すという視点に立って運営を行うものです。

以上が運営の概要となっております。今回、特に大きく変更となる点は、スポーツセンターにつきましては利用料金制の導入になってございます。資料ナンバー2-3の「港区スポーツセンター

における利用料金制度の導入について（案）」をご覧ください。

まず、スポーツセンターの現状と課題です。スポーツセンターの管理運営の経過につきましては、ご覧の表のような経過をたどってございます。まず、昭和50年3月に開設し、管理運営形態としては、区が自ら管理運営する形態をとっておりました。ですから、管理の主体としては区になっております。スポーツセンターの利用に当たっての対価の徴収としましては、使用料として区の歳入になるものでございます。

以降、平成10年4月から、地方自治法に基づく管理委託制度という制度が導入されました。この制度に基づきまして、財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が管理運営の主体となって事業を行ってございます。その際の対価の徴収としましては、使用料として区の歳入とするものでございます。この区の歳入とする際には、収納委託制度というのをとってございます。

以降、指定管理者制度が導入されておりますが、スポーツセンターでは、管理運営形態及び主体の変更にかかわらず、これまで利用料金制度を導入せず、使用料として区の歳入として取り扱ってきた経過がございます。

この間のスポーツセンターを取り巻く環境の変化です。先程の管理運営計画と重複いたしますが、まず、スポーツ全体における環境の変化がございます。これまでスポーツは健康・体力の維持増進といった効用が主目的とされてきましたが、最近では、スポーツを行う目的の多様化、地域におけるスポーツの重要性の高まり、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツをめぐる状況が大きく変化をしています。

また、新施設の基本構想の実現もございます。スポーツセンターのコンセプト及び備えるべき機能を定めました。『『する・みる・支える』スポーツで生涯スポーツの実現を目指す』というコンセプトを実現するためにさまざまな機能を備えております。新しいスポーツセンターにおきまして基本構想に掲げたこのような機能を実現するためには、これまで以上に事業者、指定管理者の運営能力を高めてサービスの質を向上する必要があると考えてございます。

続いて、2ページのところで、「複合施設としての改築」です。スポーツセンターは複合施設として改築されることから、さまざまな複合施設としての利点を生かした事業展開をすることが必要です。複合施設との連携など、これまで以上に事業展開に創意工夫が求められているところでございます。

(3) ですが、「指定管理者の課題」です。この間、指定管理者は、収納委託に基づき利用者から支払われた使用料を全額区に納める一方、スポーツセンターの管理運営に必要な経費については、全額を区から指定管理料（委託料）として受け取ることにより、安定的な事業運営を行ってきました。このため、指定管理者が創意工夫し、利用者増に向けた取り組みを行ったとしても、増加した収入が指定管理者のメリットとならないため、インセンティブが働きにくい構造となっております。言い方は極端になりますが、積極的なもうけがないかわりに、赤字にもならない仕組みになっております。

これまで申し述べましたスポーツセンターを取り巻く環境の変化に対応し、新施設をより魅力あ

るものにしていくためには、これまで以上に指定管理者が積極的な姿勢で管理運営を行える状況を創出する必要があると所管課では考えてございます。

検討に当たりましては、利用料金制度導入に伴うメリット・デメリットにつきましては、表のとおりです。

利用料金制度のメリットとしましては、利用者の増や施設の効率的な運営に対するインセンティブが働くことから、利用者ニーズに即応した事業の開催が期待できる点、また、施設管理に関するコストの縮減が一層期待できる状況がございます。また、3番目ですが、多様な料金設定による区民ニーズへの細やかな対応も期待できるところでございます。あわせて、会計事務の効率化というところがメリットとして挙げられております。

デメリットでございますが、デメリットにつきましては、事業者の判断や能力によって、自主事業について積極的に取り組む事業（もうかる事業）とそうでない事業（もうからない事業）が発生する可能性がございます。また、過度の経費節減の可能性もございます。それから、区への歳入とはならないため、議会による統制を受けることがない状況がございます。

(2)です。「デメリットへの対応」としましては、スポーツセンターへの利用料金制の導入に当たりましては、次の点を確実に対応していくことを考えてございます。

まず1点目です。区による運営評価・モニタリング・利用者アンケートの実施。2点目です。利用者代表によるスポーツセンター運営協議会の設置開催。3点目です。関係書類等の提出及び調査の受け入れの義務づけを行い、施設の状況把握をきめ細かく行うことを考えてございます。

港区におきます利用料金制度導入の先行事例でございます。利用料金制度については、港区では、大平台みなと荘、公共駐車場、自転車等駐車場、それから特別養護老人ホームなどにおいて既に導入がされているところでございます。いずれの施設におきましても、問題が生じることなく、利用者サービスの向上に結びつき、会計事務の効率化に寄与している状況になってございます。

こうした点を踏まえまして、3番目です。スポーツセンターは、年間50万人以上が利用する区内でも大規模な集客施設です。また、その事業内容は、スポーツクラブ等類似民間施設が多数存在し、事業者がノウハウを発揮しやすい性格の施設となっております。改築後のスポーツセンターのコンセプトを実現させるため、指定管理者のインセンティブの確保が必要であり、そのための手段、手法として、利用料金制度を導入することとし、常に利用者及び区民にとって魅力ある施設として運営していくことを考えてございます。

また、次の4ページは、参考資料としてつけさせていただいておりますが、他区の状況でございます。他区の状況としましては、23区スポーツセンター等の運動施設での導入状況でございます。既に指定管理者制度とともに利用料金制度を導入している区は23区中18区となっております。未導入の区が、港区、台東区、北区、足立区の4区となっております。また、ほかに、直営で運営をしている渋谷区の事例もございます。それ以外の区は既に利用料金制度を導入しているところでございます。

また、2点目です。中央区の導入事例でございます。中央区のスポートセンターは平成18年度

から指定管理者を導入しているところですが、18年度から5年間の指定期間が終了し、23年度から新たに5年間の指定期間に利用料金制度を導入しております。この指定管理者につきましては、利用料金制度の導入前・導入後とも同じ民間事業者が指定を受けております。東日本大震災の影響で23年度は利用中止ですとか事業中止があったにもかかわらず、利用者数、利用収入はともに増加している状況がございます。利用料金制度の導入が事業者の経営努力を促し、教室・イベントの開催など、利用者数・利用収入の増に効果があったことがうかがえます。また、利用者からの声としましては、教室等の事業が増加し、選択支が増えたとの評価を受けてございます。港区におきましては、この22年度から23年度の間の利用者数の変化につきましては、やはり東日本大震災の影響で、利用者の減、収入の減となっている状況がございます。

以降の参考資料につきましては、使用料、利用料金制度の基本的な考え方を資料の中で示しているところでございます。報告は以上です。

○澤委員長 新しいスポーツセンターの管理運営計画ということで、利用者のさらなる便宜を図る。これが実施されると開館時間も10時半まで延びますから、サラリーマンの方でも、会社が終わった後、ゆっくりと利用できるのかなと思います。それから、新たに利用料金制度の導入ということで報告がありましたけれども、何かご質問、ご意見等ございませんか。

○綱川委員 2点ほど。まず、利用者の利用区分に新たに在学者が増えるということですが、これは高校・大学生ですよ。A4の冊子の方の27ページですが、これは10ページに、従前もそうなのですけれども、「障害者、未就学児」「小学生・中学生」とありますよね。例えば65歳以上の方は港区在住者の65歳以上と書いてあるのです。この下の二つがこういう書き方だと、誰でもいのように思えるのですけれども、それはそのとおりでよろしいのかというのが一つ目。

あと、トップアスリートの大会等で、アマチュア競技団体以外にも貸し出しますということですが、利用料金のところにそのようなことが書いていないのです。例えば興行等で使う場合とか、そういう場合を想定なさっているのですか。そうではなくて、アマチュアスポーツ以外というのは、そこまではやらないよということなののでしょうか。どうなのでしょう。

○生涯学習推進課長 まず、利用区分でございましては、「65歳以上の港区在住者」という規定がございまして。ほかに「障害者、未就学児」、それから「小学生・中学生」でございまして、こちらの方は、区内・区外の区分はございません。港区の障害者という区分ではありません。

○綱川委員 そうすると、下に「区外者」と書いてありますよね。この区分ですと、「小学生でも区外者は区外者なのか」と思われてしまうし、その辺はちゃんとしておいた方がいいと思います。

○生涯学習推進課長 済みません。今の綱川委員の「資料の表記が分かりづらい」ということのご指摘は、確かにそのとおりだと思いますので、資料を修正します。

それから、アマチュアスポーツ以外の団体というのを今回設定をするものでございます。これは「見る」スポーツというところを掲げておりますので、そうしたところにも団体の区分を新たに設定しています。その中で、興行というお話をいただいております。基本的に観客の座席数が500

席というところで、興行としては成立しづらいと考えてございます。そのため、トップチームやトップアスリートの練習などを公開して、ぜひ区民の方に間近で見てもらおう機会をつくっていきたいと考えております。今後、細かな基準の中で、区民センターなどの使用料の部分ですが、各観客から2,000円を上限に料金を取るような仕組みもございますので、そういったところを参考にしながら、興行の部分は検討いたします。

○**綱川委員** 商業目的というか、収益事業として教えることをした場合に、足かせがないと、区の施設で法外な料金で収益を上げるという問題が将来的に出ると困るから、そういう足かせもちょっと考えておいた方がいいのかなと思って見ているのですけれども、よろしくをお願いします。

○**生涯学習推進課長** 今回、触れておりませんので、その辺、今後詰めて、こちらの方に記載するなどしてまいりたいと思っております。

○**小島委員** 利用料金制度の導入は、港区スポーツセンターの利用者数を増やす、そのためにということなのですが、確かに区の皆さんの税金でスポーツセンターをつくっているのだから、利用者が増えて、このセンターが活発に利用されることが望ましいので、そういう目的で、使用料ではなくて利用料金制度にするということなのですか。

○**生涯学習推進課長** 今回、利用料金制度を導入する一番の大きな目的としましては、魅力的な教室を開催して、より多くの方にスポーツセンターを利用していただくことを主眼としております。この間、利用者・利用団体からの要望としましても、教室の事業、ヨガですとか、ピラティスとか、そういったさまざまな教室などの開催要望もありました。

○**澤委員長** この名称が分かりにくいのです。今だって使用料は取っているのだろうと。けれども、その意味が全然違うわけですね。利用料金制度というのは、指定管理者がある程度自由に設定して、区に納める金額（使用料）は決まっていて、その利用料金で浮いたプラスアルファのものは指定管理者の懐に入る、そういう制度なのですよ。

○**生涯学習推進課長** 説明が足りなくて大変申し訳ありません。利用料金制度の導入の資料がございます。資料ナンバー2-3の資料をご覧ください。5ページになりますが、2のところ「使用料について」とございます。使用料につきましては、自治体が設置する公の施設につきまして、地方自治法の規定により、その対価として使用料を徴収することができ、その使用料については条例で定めるとなっております。使用料というのはこちらの概念になっております。

3が「利用料金制度について」でございます。利用料金制度は、自治法の改正によりまして平成3年から導入された制度でございます。この指定管理者制度ができる以前の管理委託制度において既にあった制度でございます。その内容につきましては、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるものであり、制度創設の趣旨としましては、公の施設の管理運営として指定管理者の自立的な経営能力を発揮するとともに、自治体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る点にあります。

この下線部でございますが、指定管理者にとっては、歳入の自治が認められることになり、指定管理者は利用者の増を図るよう努力することになり、魅力あるサービス提供を増やし、結果として、

公の施設を通じた区民サービスの質の向上とともに、自治体、指定管理者双方の歳入手続の効率化を図ることができるとなっております。

○小島委員 今の指定管理者に歳入の自治が認められるということは、指定管理者がこの事業をやるためには利用料金はこのぐらいに設定する、その自治を認めるということなのですか。「歳入の自治」と言うと、指定管理者が自由に設定できるように読めてしまう。そうすると、公共施設としておかしいかなという感じがするのですが、「歳入の自治」というのはどの範囲と認めるのですか。

○生涯学習推進課長 こちらの方の「歳入の自治」でございますが、まず、教育委員会が、ある一定の上限の価格を条例で定めます。その範囲の中で、指定管理者は料金を決定していく仕組みになります。

○小島委員 分かりました。「歳入の自治」と言うと、指定管理者が自由に設定できるように思えてしまうのですが、そうではなくて、教育委員会が条例で上限額を決めるということになるわけですね。そうすると、デメリットで、「議会の統制はない」というのはどういうことですか。

○生涯学習推進課長 通常ですと、歳入歳出予算ということで区議会の方に報告をするところがございます。その歳入の部分が事業者の収入となり、議会での承認がなくなるという形になりますので、その部分で議会の統制がかからないということになります。

○綱川委員 今の説明で、使用料と利用料金というのがありましたが、教育委員会が700円なり800円というリミットを決めるということで、それに基づいて利用料金を指定管理者が決めるということですか。

○生涯学習推進課長 そうです。

○澤委員長 従来は、区が指定業者に委託費を払っているわけですよ。そのかわり、指定管理者が徴収したユーザーからの使用料は全部区に渡していたと。そこのところが違ってくる。

○生涯学習推進課長 使用料として取っていたものを区に納めていたのが現行の制度でございます。その使用料として取ったものを事業者が自分の会計にすることが利用料金制度です。

○小島委員 先程、利用料は指定管理者が決めると。しかし、それでは野放しになってしまうので、教育委員会が上限を決めると。そこで「使用料」という言葉を使ってしまったからおかしいので、この利用料金制度になったら、もう「使用料」という言葉は使わなくていいのではないですか。

○生涯学習推進課長 利用者の皆さんから公の施設として取るのは使用料なのです。その使用料を区に歳入で渡すのが現行の制度で、その施設の使用料金を全部事業者が一括して自分の会計の中でやりくりするのが利用料金制度でございます。

○小島委員 やはり、これ、「利用料金制度」という言葉がおかしいと思われま。

○綱川委員 区のメリットとしては、要するに委託管理料が下がると。要するに、インセンティブの部分も含めて、使用料金が入るから、その分下げると。ただ、区の歳入もなくなるということの説明ですよ。それでまた、最後に5のところ、「利用料金制度の採用に際しての考慮すべき事項について」で、「過料」とか「不服申立て」とか書いてあるのです。またこれも分からなくなってしまう。

○**小島委員** 利用料金制度にすることのメリットとして、従来の制度と利用料金制度にするのでは、会計の煩雑さにどんな違いがあるのですか。

○**生涯学習推進課長** 会計事務ですが、現行、指定管理の業者が日々入る収入につきましては区の方に報告がありまして、区の方で帳簿をつけるといいますか、管理をしておるところでございます。指定管理者が日々得ている収入につきましても、区の担当課の方で全て帳簿を管理して、歳入ということで管理をしているところなのですが、利用料金制度を入れますと、その部分は事業者の会計になりますので、区としては、その会計部分は日々処理しなくて済むというメリットがございます。

○**小島委員** 指定管理者の方でやるということですね。そういう意味では、確かに、メリットとして、この利用料金制度にすることによってそういう煩雑さもなくなるし、インセンティブを与えて利用増につながるということで、そういう意味では、スポーツセンターを大いに利用させてもらうというその趣旨から非常にいい制度なのだということですね。

○**澤委員長** だから、区として問題なのは、今度は指定管理料をどのくらいまで下げられるか、その辺がまた指定管理者との協議が必要、というわけですね。

○**綱川委員** 先程、小島委員が言っていたように、「区の歳入とはならないため、議会による統制を受けることがない」という書き方をすると、これはデメリットのところに書いてあるのだけれども、議会の統制を受けないからという区側のメリットみたいに読めてしまうので、これはちょっと文言を考えた方がいいと思います。

○**澤委員長** そうですね。

○**小島委員** 非常にいい制度だとは思いますが、ただ、利用者を増やすことと、区民その他の利用者が安定的に利用できるかどうかなど、色々な面から考えると、例えば、収益の多い事業はやるが、少ない事業はやらないということで、区民の利用にとってどういう影響が出てくるのか気になります。極端な言い方ですが、例えば、有料の教室がほとんどということになれば、スポーツセンターをつくった意味が失われてしまうので、その辺のバランスはどう考えているのですか。

○**生涯学習推進課長** 今回の利用料金制度の導入に当たって懸念されるデメリットへの対応というところで考えております。そうしたところは、常にモニタリングですとか、利用者アンケートを実施します。それから、常に事業者と利用者とは運営協議会を開いて運営について意見をいただいて改善に結びつけるような取り組みもしていきたいと考えてございます。また、関係をより高めるために、常にオープンにして、帳簿の確認などができるような仕組みも考えております。

○**小島委員** あと、文言ではないのですが、資料2-3の3ページのデメリットのところに「経費が安価な教室事業の開催」と。これは、メリット、デメリットではどういう意味になるのですか。

○**生涯学習推進課長** 資料の3ページの、利用料金制度のデメリットについて記載をしているところでございます。利用料金制度のメリットとしましては、多彩な教室ですとか魅力的な教室を開催するためにこの事業者の努力を促すということになっているのですが、半面、しっかりと確認をしていかないと、事業者が安価な教室、それから、簡単に自分のところでもうかる事業ですとか、利

用者ニーズを踏まえないで自分のところの事業者だけの判断で非常に安価な教室を開催することも懸念されるので、その辺をデメリットとして記載したわけです。

○小島委員 この記載では、今、生涯学習推進課長が言ったようにはすぐには分からないですね。

○綱川委員 そういうふうに書いてくれれば分かります。

○澤委員長 この辺も工夫していただいて。利用者、区民にとっていい方向に流れるよう、表現もよろしく願いいたします。

それでは、議事の運営上、ここで委員会をいったん休憩させていただきまして、予定としましては、11時30分に再開ということで、よろしく願いいたします。

(午前11時21分)

(休憩)

○澤委員長 それでは、休憩を終了いたしまして委員会を再開いたします。

(午前11時30分)

3 生涯学習推進課の9月事業実績について

○澤委員長 報告事項の続きですけれども、次に、「生涯学習推進課の9月事業実績について」。生涯学習推進課長、よろしく願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の9月の事業実績についてご報告いたします。

資料ナンバー3をご覧ください。9月の事業実績でございます。こちらの事業実績でございますが、タグラグビー教室3回を初め、通常の見組みとなっております。また、つくば市の物産展を実施してございます。以上です。

○澤委員長 タグラグビーも順調に活動されているようですね。よろしゅうございますか。

4 生涯学習推進課の各事業利用状況について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業利用状況について」。生涯学習推進課長、よろしく願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の各事業別の利用状況についてご報告させていただきます。

資料ナンバー4をご覧ください。各施設の事業の9月の利用実績になっております。また、資料の一番最後の学校屋内プール、一般開放、遊び場開放、スポーカル六本木の集計は、申し訳ございませんが、1カ月遅れで8月の報告とさせていただきます。

特に目立ったところでございます。4枚めくっていただきまして、スポーツセンターの利用集計表をご覧ください。8月、9月に関しまして、アリーナの工事を行っております。そのため、8月

ですが、団体の利用と、8月、9月の体育の授業などに影響があり、件数が落ちているところがございます。また、個人利用に関しましては、全体として若干影響を受けておりますが、多い状況が続いている状況でございます。以上です。

○澤委員長 ただいまの報告に対して何かご質問等ございますでしょうか。

今のスポーツセンターの利用集計表の9月の個人利用が、8月よりも5,000人弱減っているようですが、これは季節的なことですか。

○生涯学習推進課長 去年よりも4日間程度休止をしたことがありますので。

○澤委員長 それで、結果として、8月と9月の利用者数はほとんど同じになっているのですね。では、よろしゅうございますか。

5 国体推進担当の9月事業実績について

○澤委員長 次に、「国体推進担当の9月事業実績について」。国体推進担当課長、よろしくお願いいたします。

○国体推進担当課長 それでは、国体推進担当の9月の事業実績についてご説明いたします。資料はナンバー5になります。

まず、9月4日ですが、メルパルクホールで長寿を祝う集いがありました。約3,400人が集まりました。この会場にゆり一とを登場させて、会場を盛り上げるとともに、司会者による東京国体なぎなた競技の紹介を行いました。

あと、14日になります。カナダ大使館で、大使館の職員やその家族を対象に実施していますミニEXPOに参加しまして、ゆり一とを登場させました。また、なぎなた連盟によるなぎなたの演技とか体験教室なども実施し、非常に喜んでいただきました。

また、22日の芝浦港南地区の水辺フェスタにゆり一とを登場させて、国体のPRをするとともに、こちらでは2020年のオリンピック・パラリンピックの東京招致のPRも実施いたしました。

あと、先月事業計画でも報告させていただきました、本庁舎の1階で実施しました国体展&オリンピック・パラリンピック展の方は、約900名の方にご覧いただくことができました。また、芝公園の保育園の子どもたちが見学に訪れておりまして、ゆり一とと触れ合うとともに、展示されていたオリンピックの表彰台の上に乗って記念撮影等を行いました。子どもたちは非常に喜んでおりました。

29日ですが、白金小学校の運動会でゆり一とと子どもたちが触れ合うとともに、1年生の表現ダンスでゆり一とダンスを舞っていただきました。以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○綱川委員 国体展をこの前見せていただいたのですが、あれは東京都の中を巡回しているのですか。メダルとか入場券とか非常に貴重な色々なものがあったのですが、港区のものではないですね。

○国体推進担当課長 今回展示した資料は、ふだんは国立競技場の中にオリンピックの記念博物館

がございまして、そちらから色々お借りしました。

○**綱川委員** そうですか、ありがとうございます。

○**澤委員長** ほかに何かございますか。ゆりーと君も大活躍しているようですね。

6 図書館・郷土資料館の9月行事实績について

○**澤委員長** 次に、「図書館・郷土資料館の9月行事实績について」。図書・文化財課長、よろしくお願いたします。

○**図書・文化財課長** それでは、図書館・郷土資料館の9月行事实績についてご報告させていただきます。

まず、図書館の方でございます。資料ナンバー6をご覧ください。例月と同様に、おはなし会、映画会等々の行事を各種実施してございます。その中で特徴的なものだけご紹介させていただきます。

資料4ページでございます。「その他」の欄の下から2番目、「はじめての竹はり画」の体験教室を港南図書館で実施してございます。この竹はり画でございますけれども、今年度、以前にも高輪図書館で同じような教室をやっており、原画から型紙をとり、それを竹に張りつけて、竹をカットして、さらにその竹を焼きこがして陰影をつけて、そういった竹片を組み合わせるような工芸品でございます。竹の厚みだとか形を調整して、組み合わせ、絵画のような作品をつくるというものでございます。15名募集したところ、当日は1名キャンセルが出ましたので14名の参加をいただきました。当日はケーブルテレビ等の取材も入ったようでございます。

それから、資料の5ページ、郷土資料館の実績でございます。今月9月には、小学校2年生の社会科見学が2件ございました。御田小学校と芝浦小学校でございます。どちらも参加者数がかかなり多いということもございまして、大勢の子どもたちに参加をしていただきました。時間等の関係もございまして、幾つかのグループに分かれていただいて、図書館も含めてグループで巡回して見学していただくような形で対応してございます。以上です。

○**澤委員長** ただいまの説明に対してご質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

○**教育長** 今、新しい郷土資料館の計画内容について、委員会を立ち上げて検討しています。今、話があったように、御田小学校、芝浦小学校の2年生の社会科見学ということですが、今後、学校の子どもたちがどのように新しい郷土資料館で学んでいくのかというカリキュラムを、これは指導室とも一緒にやらなければいけないと思いますけれども、そういった検討を一緒にやってもらいたいなと思っています。今度、教育センターもつくります。教育センターの理科的なことも当然そうなのですが、この郷土資料館に子どもたちに来てもらって、学べるような、昨年神戸市立博物館へ視察に行ったとき、神戸市教育委員会がやっていたように、そんなようなことが重要になってくると思いますので、よろしくお願したいと思います。

○**図書・文化財課長** 新郷土資料館につきましては、現在、建築計画等も含めて検討を進めているところでございますけれども、検討委員の中に指導室長も入っていただきまして、そのあたりも、

学校教育との連携を踏まえた検討を進めていきたいと考えてございます。

○澤委員長 それは重要なことですね。せっかくいいものをつくるのですから。

そのほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

7 図書館の9月分利用実績について

○澤委員長 次に、「図書館の9月分利用実績について」。図書・文化財課長、よろしくお願ひします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館の9月分利用実績についてでございます。資料ナンバー7でございます。

9月の利用実績は表に示したとおりでございます。数字的には、貸出数とか予約数とか、そういった実績が例月よりも若干下がっている傾向がございます。9月下旬から10月にかけては図書館各館で特別整理期間が入りますので、どうしてもそういった傾向が出るようなところがございます。引き続き、利用者の動向については注視していきたいと考えてございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して何かご質問等ございますでしょうか。

やっと思暑さが終わって頭を使えるシーズンになりましたけれども、図書館の利用者はそういう事情で若干下がっているということです。よろしゅうございますか。

○教育長 私は、港南図書館の推移を注目してきたのですが、利用登録者数よりも貸出数が多いのは港南図書館だけです。港南は今、利用登録者数が1万5,855人で、図書の貸し出しは2万1,641件。ということは、登録者数と貸出数を比較すると、登録者の方がよく借りてくれていると言えるのだらうと思うのです。随分認知されてきたのではないかなと思っております。港南図書館の職員の皆さんにも頑張ってもらっていると思うのですが、ぜひ一層の努力をしていただいて、今後は利用登録者数も増やすようにご努力いただいたらありがたいのではないかと思います。

○澤委員長 それでは、よろしゅうございましょうか。

8 問題行動調査の結果について

○澤委員長 次に、「問題行動調査の結果について」。指導室長、説明をよろしくお願ひいたします。

○指導室長 資料ナンバー8になります。問題行動調査の結果についてご報告いたします。

今回報告いたしますのは、平成23年度の結果でございます。この報告に当たりまして、全国、また東京都の発生状況等が公表されましたので、それに伴う報告ということでございます。

まず、いじめの推移でございますが、これは23年度中に学校から報告が上がった件数でございます。比較で見ますと、平成13年度からずっと、いじめについては統計的に件数をとっておりますけれども、こちらの備考に書いてございますように、件数のとらえ方が、平成17年度までは発生件数、18年度から認知件数ということで、「いじめられる」「私はいじめられました」という本人の認知に基づいて報告がなされるということで、とらえ方が変わっておりますので、その分18

年度から件数が増えているという状況でございます。

港区におきましては、昨年度、小学校17件、そして中学校6件。簡単にご説明いたしますと、小学校の場合ですと、冷やかし、からかい、あるいは仲間外れ、無視、軽くぶつとといったようなものが上げられております。中学校につきましても、冷やかし、からかい、軽くぶつとといったような内容で、いわゆる暴力行為によってけがをしたとか、そういった程度のもものではございませんが、報告として上がっております。

次に、不登校でございます。出現率ということで経年の変化を見てございます。平成13年度において、小学校におきまして0.40だったものが0.21と下がってきております。また、このところの推移を見ますと、出現率におきましても、人数におきましても、さまざまな対策が功を奏してきたということで、この辺に抑えられているということは、東京都の比較、あるいは全国との比較においても読み取れるということでございます。

同様に中学校におきましても、東京都と全国と比較しても、出現率についてはある程度抑えられているということで、やはりスクールカウンセラーの配置など、また教員の意識につきましても、そういった意味で子ども一人ひとりにこういった指導をしていくということで、ある程度浸透してきたということがあるのではないかと思います。また、保護者向けに「不登校の理解と支援に関する講演会」というものを継続して行っておりますので、そういった中で保護者の意識も高まっているのではないかと考えております。以上です。

○澤委員長 ただいまの問題行動の調査結果の説明につきまして、何かご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

○教育長 いじめなのですけれども、18年度から定義が変わった、件数のとらえ方が変わったということで、全国と港区全てにおいて数字が増えているのです。ところが、全国と東京都を見ると年々下がっていつているのですが、港区は年々下がっていないのです。上がったたり下がったりしながら、むしろよく見ている。これが重要なのだと私は思うのです。一つおさまると、だんだん見るものが少なくなってくる、これではだめなので、いじめ、あるいは不登校についても継続的に常に見ていくということが非常に重要だと私は思っています。ですから、この港区が18年で定義や件数が変わった、それによって増えた。しかし、その後も継続的に取り組んでいる、学校でも教育委員会でも取り組んでいるのだということがこの数字にあらわれている。ですから、今後もこの辺のことはしっかりとやってもらいたいと思います。

中学校の方も、ばらつきがある中でも、だんだんと減っているということはないのですね。去年はちょっと減っていますけれども、増えたり、減ったりしながらいつているわけです。やはり中学校の方もしっかり見て、子どもたち一人ひとりの状況を見てもらいたい、そんなふうに思っています。よろしく申し上げます。

○澤委員長 これは今、教育長が言われるように、件数が多いから悪いとかということではなくて、大事に至らないうちに、どうやって取り組むかという考え方で、引き続き、学校現場のご努力をよろしく申し上げます。

9 生命尊重を基盤とした生活指導の徹底について

○澤委員長 次に、「生命尊重を基盤とした生活指導の徹底について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 今回、10月2日付で各学校の方に通知いたしました内容、資料9ということで、これに基づいてご説明いたします。

今回、品川区の中学校1年生男子生徒が自殺するということがありまして、東京都においても、また近隣の区において自殺が発生したというところがございます。今回、この通知につきましてご説明させていただきますと、東京都が全部の室課長を集めて緊急の室課長会があり、それに時を合わせるということではございませんが、それよりも早く通知を用意いたしました。

特に今回、この通知の中で取り上げたことは、4枚めくっていただきますと「様式1」というのがございます。「いじめ・自殺予防に向けた児童・生徒状況調査把握シート」ということで、これは担任だけではなくて全ての先生に、自分の学校の子どもたちの様子を見て、この①から⑰の項目に該当するようなことがないか、いま一度見直してもらおうというものでございます。そして、やはり気になる子がいたら、学校全体で情報を共有して、その次のページにございます報告用のシートに名前を入れてもらって上げてもらって、学校も教育委員会も同じものを共有するというものです。

このシートの作成に当たりましては、その後につけておりますが、文部科学省が出しました「子どもの自殺予防」という資料がございます。これはカラー刷りできれいなのですが、これを参考に添付いたしまして、特に先生たちが全学校において研修という形で、子どもたちのサインを見逃さないようにということで、特に3ページを見ていただきたいのですが、自殺直前のサインにはどんなものがあるかとか、対応の原則ということで、こういった内容を各学校で取り上げて、全職員で確認する。または、5ページにおきましても、対応の留意点ということで4点挙げております。こういった研修を踏まえて、もう一度、自分たちの学校の子どもたちの様子を一人ひとりを把握して報告してもらおうという立ち入ったものでございます。

今回、他区の状況なので詳しいことは分かりませんが、報道によりますと、やはり子どもはこういったいじめの調査だけでは把握できない部分があつて、我々大人がきめ細かく見ていくという中で、防げるものがあれば防いでいくということで対応したいと考えているところでございます。以上です。

○澤委員長 非常に深刻な課題に対する取り組みということで報告がございました。

何かご質問等ございますでしょうか。

○小島委員 残念ながら隣接区でこういう自殺が発生したのですが、港区の場合は、子どもサミットやその他色々な機会、子どもたちにもそういういじめのないようにということで徹底してやってきているので、大きいいじめというのは発生しておらず大変喜んでいるのですが、この文部科学省の「子どもの自殺予防」のパンフレットについて、これは各先生に配布していると思うのですが、これをみんなで勉強する機会は学校内であるのですか。

○指導室長 これはカラー刷りのパンフレットになっておりまして、もう既に教員は持っておりま

して内容は知っているのですけれども、こういった状況において、改めてこの資料を使って全体で共通理解を深めるということでもう一度繰り返しやってくださいということで、学校の方をお願いしているところでございます。

○小島委員 一人の担任の先生が一人の子どもを見ているだけではなくて、学校全体で複数の先生が対応するというのは非常に大事なことだと思うのです。実際には、クラスで担任の先生が見ているわけですが、複数の先生で見るという点は、複数の先生がどのように対応するのでしょうか。

○指導室長 例えば、中学校は教科ごとにかわりますので、音楽の時間はどうだったかとか、美術の時間はどうだったかということで全部チェックできると思います。また、養護の先生から、保健室に来る子どもの状況といったようなことで、おそらく、休み時間なども含めて目撃情報があれば、ここに挙がってくると思いますので、そういった意味で情報の共有化を図る。小学校についても同様に考えています。

○小島委員 分かりました。

○綱川委員 責任転嫁をするわけではないのですけれども、保護者の対応というか、保護者の気づきとか、そういうのは非常に大事だと思うのです。例えば、都からとか文部科学省からこういう通達が出たときに、保護者に対してのアクションというのは今回も港区は何かやっていますでしょうか。例えば文書配布とか。いかがでしょうか。

○指導室長 もう既に、保護者に学校の方針を示している学校もありますし、「学校だより」で、例えば特集号という形でやっている学校もございまして、また、個人面談、保護者会等も2学期に既に行われておりますので、このことが話題にならないということはないと思いますので、各学校の方で対応していると考えております。

○小島委員 確かに、保護者の方が気がついて、すぐ気軽に学校に相談できるとか、そういう学校と保護者との関係というのも大変重要なことになってくると思います。

○永山委員 保護者の立場から言うと、いじめられている方を見がちですが、やはりいじめている側に立つ子どもを育てるのも親、保護者ですので、こういうマニュアルみたいなものがあればすごく分かりやすい。いじめの相談に来たときも、「いじめていたわけではない。ほんの悪ふざけのつもりだった」ということを言われる方がすごく多いので、「それは悪ふざけではないんだよ」というような、こういう分かりやすいものが何かあると、保護者にも伝えやすいかなと思います。

○指導室長 まず、いじめが発生した場合は、本区では必ず加害の子どもにも、その保護者にも連絡しています。事実を伝えて、相手がどういうふう感じたのかということで、両方の保護者に連絡した上で、きちっと謝罪して、そこまでやって解決ということにしておりますので、保護者が知らないで、学校の中だけで済む問題ではないと考えております。

それから、今おっしゃった保護者への連絡については、この間、東京都の方で緊急アピールがออกมาして、こういった資料を使いまして、全家庭に配布しておりますので、それがご家庭の方に着いているのではないかと考えておるところでございます。

○教育長 毎年、年度初めに、港区教育委員会、指導室として配布している「保護者・地域の皆さま

んへ」という資料がありますよね。今年に限っては、もう1回配布し直すとか、何かできますか。

○指導室長 印刷の残も確認しまして、もう一度改めて配布ということで、保護者の方にももう一度注意喚起を図りたいと思います。

○教育長 工夫ですね。なかなか子どもが親に渡さないという場合もあるのですね。保護者会で配布しても、保護者が保護者会に全員来られないということだとなかなか伝わりにくいので、そういったものは、ただ配布するだけではなくて、二度、三度と説明をしながらということも加えて、例えば道徳地区公開講座のときだとか、そういったことを活用しながら、なるべく多くの地域や保護者の目にしっかりと届くような工夫をぜひ学校に求めて、指導してもらいたいと思っています。

○指導室長 今、教育長がおっしゃった内容につきまして、早速に対応したいと考えているところでございます。

○澤委員長 よろしく申し上げます。ほかによろしいですか。

それでは、報告事項は以上でございますが、庶務課長から発言を求められております。庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 大変急でございますが、先程、区の幹部職員への内示がございました。この結果、委員会の議決を必要とする案件が1件生じたので、本日の日程に追加していただきますようお願いいたします。

○澤委員長 分かりました。

日程についてお諮りします。

お手元に配布いたしました書類のとおり、本日の日程に審議事項を1件追加させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、審議事項を1件追加いたします。

第2 審議事項

1 議案第35号 港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動について（秘密会）

○澤委員長 では、議案第35号 港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動（内示）について。この議題につきましては、人事案件であり、個人情報が含まれておりますので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、関係者以外には退席していただいて、秘密会が終わった後にまたお戻りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(退席)

○澤委員長 資料番号を付してあります議案かがみを除いて、資料は審議終了後回収いたします。なお、会議録につきましては、人事異動後においては公開といたします。

それでは、秘密会に入ります。

教育委員会事務局次長、説明をよろしく申し上げます。

○次長 お手元の資料にありますように、平成24年10月11日付の異動発令の内示でございます。小柳津明事務局次長が平成24年10月11日付で事務従事を解除され総務部長として、また新たに事務従事するよう、芝浦港南地区総合支所長・街づくり支援部長を兼務してございます安田雅俊が同年10月12日付で事務局次長として内示されてございます。

説明は以上です。

○澤委員長 教育長と次長が替わるということで教育委員会としては驚くべきことですが、ご質問でございますでしょうか。

○小島委員 まず、発信者が副区長名で教育長宛てになっているのですが、今までもこうでしたか。区長がこれを出すのではないのですか。副区長が出すのですか。

○庶務課長 今までも、発令は区長が行いますが、異動内示を通知するのは、人事を担当する副区長が行っておりました。

○小島委員 そうなんですか。

○庶務課長 はい。教育委員会事務局の事務従事者について副区長から教育長宛てにこういう通知が出されています。

○小島委員 そうですか。

○綱川委員 これは議案として上がっていますよね、審議事項として。ここで審議するのは、これを認めるか認めないかということなのですか。それが1点目。2点目は、安田さんは当然、事務局次長専任ですよ。以上、2点についてお伺いします。

○次長 本件は議案ですから審議いただく事項です。また、安田芝浦港南地区総合支所長は、現在、街づくり支援部長を兼務しておりますけれども、教育委員会事務局次長を専任いたします。

○教育長 年度途中でこういうことというのはめったにないので、これは何で副区長から私に来ているかという、「予定していますので、よろしくお取り計らい願います」と来ているだけなのですね。この発令というのは12日に行われ、そこで正式に区長から任命されるわけです。これは、「予定していますので、ご理解ください」ということなのではないかと思うのですけれども、これは、本当に議案でいいのですか。

○庶務課長 会議日程の兼ね合いから、いつも持ち回りということでさせていただいておりました。事案専決規程では、教育委員会の承認を得ないと教育委員会事務局課長級以上の任免ができませんのでご理解ください。

○教育長 それは承認だから議案でいいのです。それは確か区長から委員長宛てだったと思うのですが。

○小島委員 私もこれは初めてのような気がします。

○教育長 前のはちゃんとありますよね。それで、確認してください。

○小島委員 しかし、「予定していますので、よろしくお取り計らい願います」で議案にしてしまう

わけですか。承認するわけですか。ちょっとおかしいような気がします。

○教育長 言葉がね。「よろしくお取り計らい」で教育長名で来ておりますので。

○綱川委員 だから、これは、教育長に「こうしたいけど、どうかね」ということでは。

○教育長 「事務的に進めてくださいよ」ということなのではないかと私は思うのですね。

○澤委員長 教育委員会の議案として、事務的に進めてもらいたいということでしょうか。

○教育長 そういう扱いであったのか確認してください。

○庶務課長 書式があまり適切でないというのは確かにそのとおりだと思います。ただ、これまでも内示を受けて、次の発令までの間に教育委員会で審議し、その人事案件を承認していただかないと、教育委員会で異動発令ができなくなるので、ご了解をお願いします。

○小島委員 いつもは持ち回りだったですか。

○庶務課長 日程との兼ね合いから持ち回りとしておりました。

○澤委員長 部課長のときもそうですね。

○庶務課長 はい。

○澤委員長 いずれにしても、教育委員会として承認しないと先に進めないというルールになっておりますので、この案件につきましてはご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 では、議案第35号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

秘密会を終了します。皆さんご協力ありがとうございました。

「閉 会」

○澤委員長 本日予定している案件は、以上で全て終了しましたけれども、庶務課長、何かほかにございませんか。

○庶務課長 特にございませぬ。

○澤委員長 それでは、皆さんご存知のように、高橋良祐教育長はこの10月11日で任期が満了となります。ほかに緊急の事情がない限り、本日が最後の委員会になるかと思えます。

皆さんご存じのとおり、高橋教育長は平成12年4月から平成15年3月まで港区教育委員会指導室長、それから平成16年10月から平成24年今月まで教育長を務めていただきました。

指導室長時代は、我々もその後半の2年間一緒にさせていただきましたけれども、幼稚園、小・中学校の統廃合をせざるを得ないような状況でした。そういう中で、学校選択希望制という新しい制度の導入の基盤をつくるなどご尽力いただきました。

そして、1年半後に教育長として本教育委員会に呼び戻されまして、在籍8年間に、国際人教育の充実、海外派遣事業の実施、特別支援教育の拡充、学校法律相談制度の導入、区立幼稚園の3年保育の拡充、お台場学園小中一貫教育校の設立、東町小学校での国際学級の本格実施など、数多くの実績を積んでこられました。その結果として、「教育の港区」の取り組みの一つで、長年の懸案であった中学校への進学者も増加に転じるなど、「教育の港区」に良い流れができつつある中、高橋教

育長へのさらなる期待もありました。しかし、残念ながら、任期満了ということでこのたび退任されることになりました。

個人的には小島委員と私は丸10年間一緒に仕事をさせていただいたということになります。振り返りますと感慨深いものがありますが、最後の委員会ということで、教育長にご挨拶をお願いしたしたいと思います。

○教育長 澤委員長から発言を許されましたので、簡単にご挨拶をさせていただきたいと思います。

今、過分なお言葉を頂戴いたしました。指導室長を平成12年から3年間、そして、この職に平成16年10月12日から8年間、委員長、各委員の先生方には本当にお世話になりました。生意気も色々言わせていただきましたけれども、先生方とは、港区の子どもたちの質の高い学校教育の推進ということで、心を合わせて熱心に仕事をさせていただいたことを、私自身、本当に誇りに思っております。

教育委員会制度について、全国さまざまお話がありますが、我が港区の教育委員会は、教育委員がしっかり事務局を統括して、そして、各学校の校長・園長以下、先生方、PTA、そして地域の皆さんと一致協力して仕事をしている教育委員会だと私は自慢に思っています。また、次長を初め、事務局の幹部職員、それから職員の皆さんには本当に大変なご尽力をいただきました。さまざま仕事をしましたけれども、これは全て次長、課長、係長、職員の皆さんが汗を出して努力をして築き上げてきたものです。したがって、このことをお一人お一人が誇りに思ってこれからも港区の行政、よりよい区民福祉の向上、教育の充実にお力をいただければありがたい、そのように思います。

皆さんに心から御礼申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○澤委員長 ありがとうございました。港区を離れますけれども、これからもますますのご活躍をお祈りいたします。

それでは、庶務課長、他によろしゅうございますか。

○庶務課長 はい。

○澤委員長 では、次回は10月12日金曜日、午前8時30分からの予定でございます。朝早い時間となりますけれども、よろしく願いいたします。

長時間にわたりましてありがとうございました。

(午後0時13分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝 一 郎

港区教育委員会委員 綱 川 智 久